

基準 25 誘導灯の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項の定めるところによる。

- 1 この基準における用語の意義は、次の各号によること。
 - (1) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口をいう。
 - (2) 主要な避難口とは、避難口のうち次のア又はイに掲げる避難口をいう。
 - ア 避難階（無窓階を除く。）にあっては、屋内から直接地上へ通じる出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口をいう。
 - イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあっては、直通階段の出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口をいう。
 - (3) 居室とは、建基法第2条第4号に規定する居室、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室並びに駐車場、機械室、ポンプ室、倉庫及びこれらに類する室をいう。
 - (4) 非常用の照明装置とは、建基令第126条の5に規定されているものをいう。
- 2 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分については、次の各号によること。
 - (1) 階段又は傾斜路以外の部分については、次のアからウまでによること。ただし、規則第28条の2第1項第3号及び第4号並びに第2項第2号及び第3号の規定を適用する場合を除く。
 - ア 設置の免除は、階単位とすること。
 - イ 地階（傾斜地等に存ずるもので避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、設置免除の対象外として取り扱うこと。
 - ウ 避難口誘導灯の設置を要する階で、通路誘導灯を設置免除する場合にあっては、居室、廊下又は通路の各部分が、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に包含されていること。ただし、規則第28条の2第2項の規定を適用する場合を除く。
 - (2) 階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置により、常時、避難上必要な照度（床面において1ルクス以上）が確保されているとともに、階の表示等により避難方向が確認できる場合は、通路誘導灯の設置を要しない。
- 3 誘導灯は、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下この基準において「告示第2号」という。）に適合するもの又は社団法人日本照明器具工業会の認定品とすること。
- 4 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、階ごとに次の各号により設置すること。
 - (1) 誘導灯の有効範囲は、原則として、階ごとに当該誘導灯までの歩行距離が、規則第28条の3第2項第1号又は同項第2号のいずれかの規定に定める距離以下となる範囲とすること。
 - (2) 規則第28条の3第2項ただし書きに規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場

合又は識別することができない場合」の判断は、次のアからエまでの例によること。

- ア 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分（図25-1参照）
- イ 階段により、誘導灯の設置箇所の階数が異なる場合（図25-2参照）

図25-1

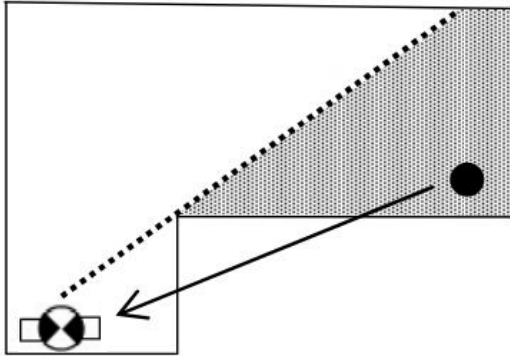
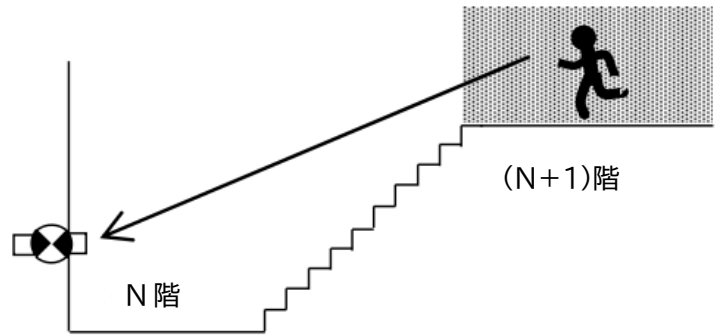

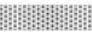


図25-2



- 備考  : 誘導灯を示す(以下この基準の図中において同じ)。
 : は、当該誘導灯を容易に見とおすことができない部分又は識別できない部分を示す
(以下この基準の図中において同じ)

ウ 0.4 m以上のはり、防煙壁又は吊広告その他これらに類するもの（以下この基準において「はり等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がはり等より下方にある場合は除く（図25-3参照）

エ 1.5 m程度以上の高さのパーテーション、可動間仕切、ショーケース、棚その他これらに類するもの（以下この基準において「パーテーション等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がパーテーション等により高い位置に有効に設置されている場合は除く。（図25-4参照）

図25-3

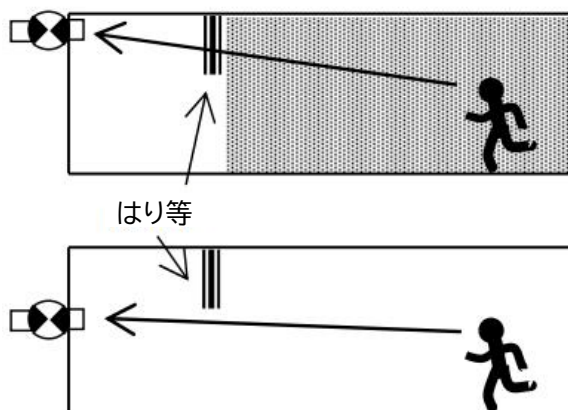
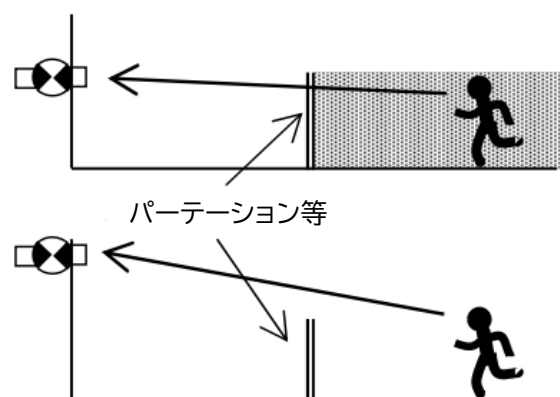


図25-4

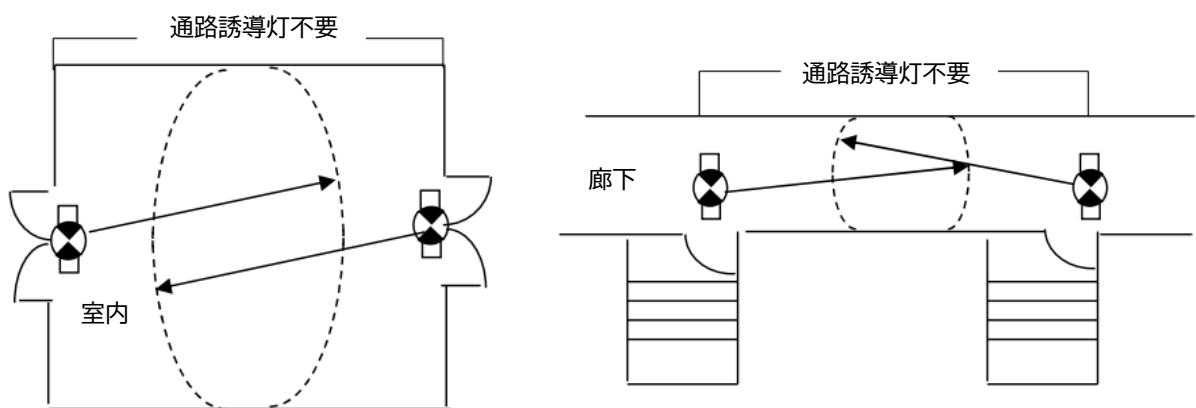


(3) 避難口誘導灯は、避難口の上部、同一壁面上の近接した箇所(当該避難口から概ね1 m以内をいう。以下この項において同じ。)又は避難口前方の近接した箇所等の当該避難口的位置を明示することが

できる箇所に設けること。

- (4) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）が地階（避難階を除く。）に通じている場合は、階段室の避難階への出入口の上部又は同一壁面上の近接した箇所に避難口誘導灯を設けること。ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判断できる場合は、この限りでない。
- (5) 通路誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分で、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含されている場合は、通路誘導灯を設けないことができる。（図25-5参照）

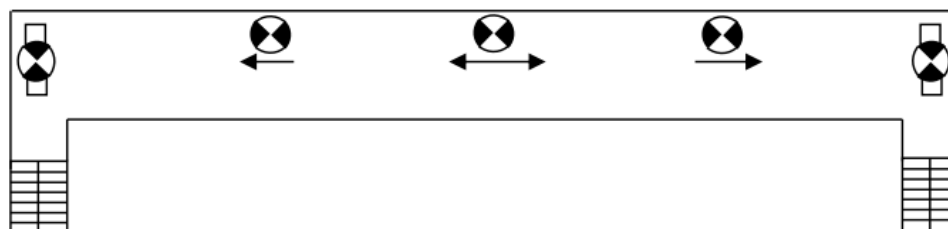
図25-5



備考 → : 避難口誘導灯の有効範囲を示す。

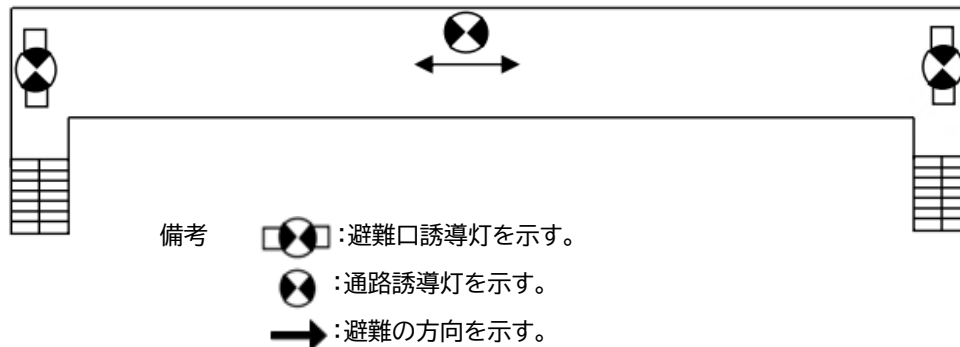
- (6) 避難口への経路が2以上ある場所で、避難口から最も近い位置に設ける通路誘導灯の表示は、原則として、1方向への避難を表示し、その他のものは2方向への避難を表示すること。（図25-6参照）ただし、設ける通路誘導灯の数が1の場合は、この限りではない。（図25-7参照）

図25-6



備考 □: 避難口誘導灯を示す。
 ○: 通路誘導灯を示す。
 →: 避難の方向を示す。

図25-7



5 避難口誘導灯及び通路誘導灯の消灯については、次の各号によること。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯及び通路誘導灯を消灯することができる。

ア 防火対象物が無人である場合又は無人となることがある場合（休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返され継続されるものをいう。）。この場合において、防災センター要員、警備員及び宿直者等（以下この基準において「防災センター要員等」という。）が常駐している場合も無人とみなして差し支えない。

イ 外光（自然光をいう。以下この基準において同じ。）により避難口又は避難の方向が識別できる場所（採光のため十分な開口部が存する場所をいう。）。ただし、消灯することができるのは、外光により避難口及び避難の方向が明らかに識別できる間に限られるものとする。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所（映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な表25-1の左欄の用途に供される場所をいう。）。

なお、消灯対象は、表25-1の左欄に掲げる用途に応じて同表右欄に掲げる使用状態にある場合とする。

表25-1

用 途	使 用 状 態
アトラクション等の用に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯することはできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場の上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

集会場等の用途に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
---------------------------------------	--

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(2) 消灯の方法は次のアからウまでによること。

ア 消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、前号ウに規定する場所に設置する場合で、視覚効果、演出効果等の観点から消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 個々の誘導灯ごとに消灯するのではなく、一括して消灯する方式とすること。

ウ 前号ウに規定する場所で消灯する場合は、当該場所の利用者に対して、次の（ア）から（ウ）までについて掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

（ア）誘導灯が消灯されること。

（イ）火災の際には誘導灯が点灯すること。

（ウ）避難口の位置及び避難経路等の避難の方法に関すること。

(3) 点灯の方法は、次のア及びイによること。

ア 自動火災報知設備の感知器と作動と連動して、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯が点灯すること。

イ 前ア以外の場合の点灯方法は、表25-2によること

表25-2

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
第1号アに規定する場合	照明器具連動装置 扉開放連動装置 施錠連動装置 赤外線センサー等	防災センター要員等により、消灯対象物の状況に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
第1号イに規定する場所	照明器具連動装置 光電式自動点滅器等	
第1号ウに規定する場所	照明器具連動装置 扉開放連動装置等	
第1号エに規定する場所	照明器具連動装置等	

注1 消灯対象に応じた点灯方法としては、上表に掲げるものからいずれかの方法を選択すること。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作することにより、手動でも点灯できること。

(4) 配線等は、次のアからエまでによること。

- ア 消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は防災センター等に設けること。ただし、第1号ウに規定する場所に設ける場合は、防災センター等のほか、当該場所を見通することができる場所又はその付近に設けることができる。
- エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

6 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次の各号によること。

(1) 次に掲げる防火対象物又はその部分（自動火災報知設備を設置しているものに限る。）には、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。

- ア 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分
- イ 令別表第1に掲げる防火対象物で、視力又は聴力の弱い者が常時出入りし、これらの者の避難経路となる部分
- ウ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏あるいは照明看板等により誘導灯を容易に識別しにくい部分

(2) 点滅及び音声誘導の起動は、次のアからウまでによること。

- ア 自動火災報知設備の感知器からの火災信号のほか、受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅及び音声誘導が起動すること。
- イ 規則第24条第5号ハ、同条第5号の2ロ又は同規則第25条の2第2項第3号チに掲げる防火対象物又はその部分で、自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うものにあつては、区分鳴動を行う階について、点滅及び音声誘導が起動すること。

なお、地区音響装置が全区域鳴動になった場合は、点滅及び音声誘導も同時に全区域で起動すること。

- ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は、非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物又はその部分における点滅及び音声誘導は、火災警報又は火災放送に合わせて起動すること。

(3) 点滅及び音声誘導の停止は、次のア及びイによること。

- ア 点滅及び音声誘導により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段室（「屋内避難階段等の部分を定める告示」（平成14年消防庁告示第7号）に規定する開口部を有するものを除く。）が煙により汚染された場合にあっては、当該避難口に設置されている誘導灯の点滅及び音声誘導が停止するよう措置すること。この場合において、当該階段室部分の煙を感知し点滅及び音声誘導を停止するための煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて設けること。ただし、自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合は、煙感知器と連動して停止させること

で足りる。

- イ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は、非常警報設備の放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、音声誘導を停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

7 客席誘導灯は、次の各号によること。

- (1) 客席の側面（固定イスの脚部を含む。）又は床面に設けること。

なお、床面に設ける場合にあつては、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

- (2) 客席誘導灯は、室内通路のすべての床面の中心線において、0.2ルクス以上の照度を有すること。

8 電源及び配線は、次の各号によること。

- (1) 告示第2号の要件に該当する防火対象物で、次のアからエまでのいずれかに該当する部分に設ける誘導灯の非常電源の容量は、60分間以上とすること（図25-8参照）

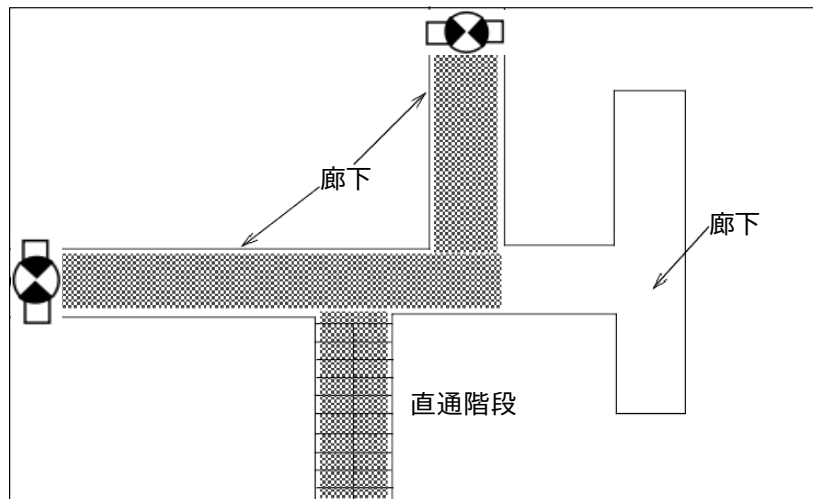
ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）


イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ウ 直通階段

エ 避難階の廊下及び通路でアとウを接続する部分

図25-8



注1 、非常電源の容量を60分間以上としなければならない部分

2 、非常電源の容量を60分間以上としなくてもよい部分

- (2) 非常電源の容量を60分間以上とする場合で、20分間を越える時間における作動に係る容量について自家発電設備によることができるものとする。この場合において、蓄電池設備と自家発電設備の切り替えが円滑に行えるように措置すること。

(3) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

9 誘導標識は、次の各号によること。

(1) 誘導標識の区分

表25-3

誘導標識	避難口誘導標識（避難口に設けるもの）
	通路誘導標識（廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に設けるもの）

(2) 誘導標識の設置位置等

ア 避難口誘導標識の設置にあつては避難口誘導灯の例により設けること。

イ 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、階ごとに、次の箇所に設けること。

(ア) 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所

(イ) 曲がり角

ウ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に設けること。なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（令第26条第3項）。

エ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）を設けること。なお、蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては、求められる輝度を確保できるだけの照度を確保すること。

オ 扉、床等に塗料を用いて、誘導標識に準じ表示したものにあつては、誘導標識とみなし取り扱うこと（蓄光式誘導標識を除く。）。

カ 誘導標識は、階の各部分から、主要な避難口を見とおし、かつ、識別できない場合は設置すること。